

京都市役所から、ブロック塀を御所有の皆様へ

# あなたのブロック塀、安全ですか？

## ◆ブロック塀等の除却工事費用に対する助成制度の御案内◆

京都市では、ブロック塀等の安全対策に係る助成制度を創設しております。この機会にしっかりと点検し、倒壊の危険性があるブロック塀は、至急、除却等の安全対策を行ってください！

### 制度が利用できる方

- 自己の所有するブロック塀等を除却する者（申請者自らが工事を行うものは対象外）
- 他者の所有するブロック塀等を所有者の同意を得て除却する者（ブロック塀等の関係者（近隣住民、管理者等）に限る。）

### 対象となるブロック塀等の形状

- 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造）及び補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）で地面からの高さが1.0m以上のもの

### 対象となるブロック塀等の場所

- 道に面するもの
  - 公園、幼稚園、保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校等に面するもの（これらの敷地内に存するブロック塀等は対象外）
- ※ 安全対策が必要なブロック塀等に限ります。

### 助成対象工事の要件

- 地面よりも上部に存するブロック塀等（基礎を除く。）の全部を除却する工事であること

### 助成金額

- 次の①～③に掲げる金額のうち、最も低い金額
  - ① 除却しようとするブロック塀等の長さ×8,000円/mを乗じた額
  - ② 除却工事費用（ブロック塀等の基礎及び附属物の除却費用を含む）の3分の2
  - ③ 15万円

【助成金額の計算例】長さ10mのブロック塀等の除却工事の場合

基準額①：10m（長さ）×8,000円 = 80,000円

基準額②：150,000円（見積金額） × 2/3 = 100,000円

基準額③：150,000円

⇒ 助成金額は、基準額①の80,000円となります。

### 受付期間

交付申請：平成31年4月8日（月）～**令和2年3月2日（月）**

実績報告：平成31年4月8日（月）～**令和2年3月16日（月）**

※ 予算がなくなった場合は、受付を終了することがあります。

本件に関するお問合せ先

## 京都市 ブロック塀等の支援窓口

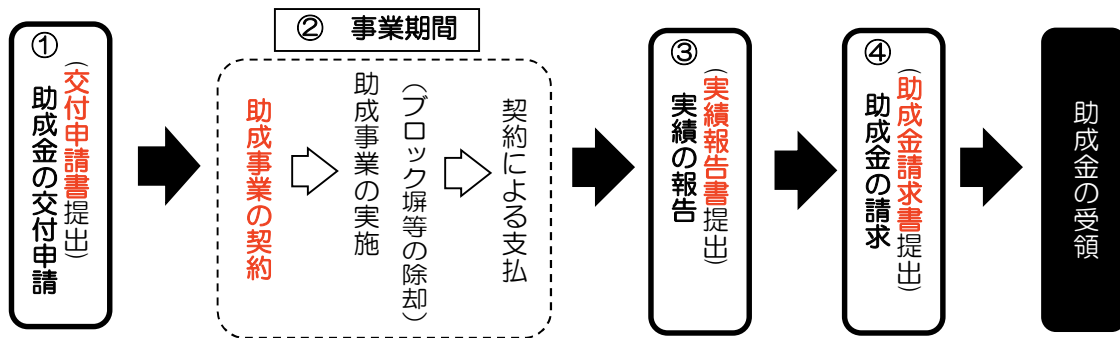
TEL : 075-222-3603

開設時間：午前8時45分～正午、午後1時～午後5時30分（土・日・祝日・年末年始を除く。）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

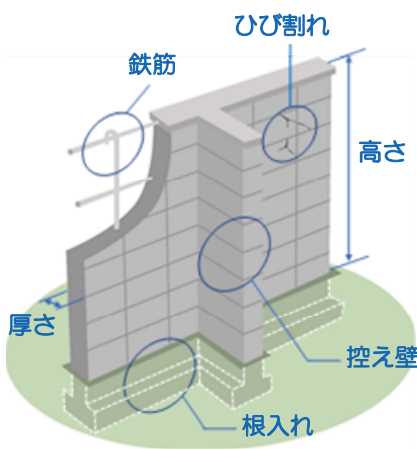
京都市役所分庁舎2階 ブロック塀等支援窓口（建築安全推進課内）

## 主な手続の流れ



## ブロック塀等の点検チェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



- 1 塀は高すぎないか
  - ・ 塀の高さは地面から2.2m以下か。
- 2 塀の厚さは十分か
  - ・ 塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2mを超えて2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3 控え壁はあるか(塀の高さが1.2mを超える場合)
  - ・ 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4 基礎があるか
  - ・ コンクリートの基礎があるか。
- 5 塀は健全か
  - ・ 塀に傾き、ひび割れはないか。

- 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合
- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
  - 2. 塀の厚さは十分か。
  - 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
  - 4. 基礎があるか。
  - 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
  - 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

- 6 塀に鉄筋が入っているか
  - ・ 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦の鉄筋は壁の頂部及び基礎の横の鉄筋に、横の鉄筋は縦の鉄筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・ 基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

(出典)パンフレット「地震からわが家を守ろう」建築防災協会2013.1 より一部改

## 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書(★第1号様式)
- ② ブロック塀等の除却前の全体の写真と写真撮影方向図(☆)
- ③ 安全点検(※)の結果、基準に適合していない部分の写真  
※「ブロック塀等の点検のチェックポイント」に基づく点検
- ④ 付近見取図
- ⑤ ブロック塀等の位置、長さ及び高さを記した資料(配置図等)
- ⑥ 助成対象工事の見積書の写し
- ⑦ 所有者である旨の申立書(☆)
- ⑧ ブロック塀等の所有者の同意書(必要な場合のみ)
- ⑨ その他市長が必要と認める書類等(必要な場合のみ)

★印の書類は、本市が所定の様式を定めています。申請窓口で入手していただくか、京都市ホームページからダウンロードしてください。  
☆印の書類は、参考様式をホームページに掲載しています。

京都市 ブロック塀等補助 で検索

## 注意 事項

- 助成金の交付を受けるには、**助成事業の契約・工事着工前に交付申請が必要**です。
- 助成事業は、**令和2年3月16日(月)までに完了し、実績報告**を行ってください。  
実績報告は、**請負契約書等の書類が必要**となります。
- 助成事業に係る消費税相当額は、助成対象費用に含めることができません。

発行 京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL: 075-222-3613  
FAX: 075-212-3657

京都市印刷物 第314380号 令和元年7月発行



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!

